



静岡労働局発表
令和5年4月7日

【担当】静岡労働局労働基準部
賃金室長 横山 仁之
専門監督官 寄田 茂
(電話) 054-254-6315

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について

静岡労働局（局長 笹 正光）は、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃について、静岡地方労働審議会（会長 大石 人士）からの答申に基づき、下表のとおり引上げを決定し、本年4月5日、官報に公示しました。

改正最低工賃は、令和5年5月5日に効力が発生します。

同最低工賃は、静岡県内で車両電気配線装置製造業務に従事する家内労働者や同業務を委託する委託者に適用されます。

【静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃】

業務	規格	現行金額	改正金額	引上額
カプラー差し	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき23銭	30銭	7銭
	15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき39銭	46銭	7銭
	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき45銭	53銭	8銭
	2メートルを超える電線について行うもの	1本につき55銭	65銭	10銭
チューブ通し	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき23銭	27銭	4銭
	15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき48銭	57銭	9銭
	50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき61銭	72銭	11銭
キャップ通し		1個につき41銭	49銭	8銭

(注)「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいいます。

補足資料

【家内労働について】

家内労働とは、メーカーや問屋等の委託者から部品や原材料の提供を受けて、家内労働者（内職者）が物品の製造や加工を行うものです。委託者と家内労働者との間には使用従属関係はなく、家内労働者は労働基準法の労働者ではありません。

【車両電気配線装置（自動車用ワイヤーハーネス）について】

自動車用ワイヤーハーネスは、複数本の電線を束ねたもので組電線とも呼ばれています。

その機能は、自動車や各種電動機器内の各部品間を接続することで、電氣的信号伝達回路や電気供給回路を作るものです。

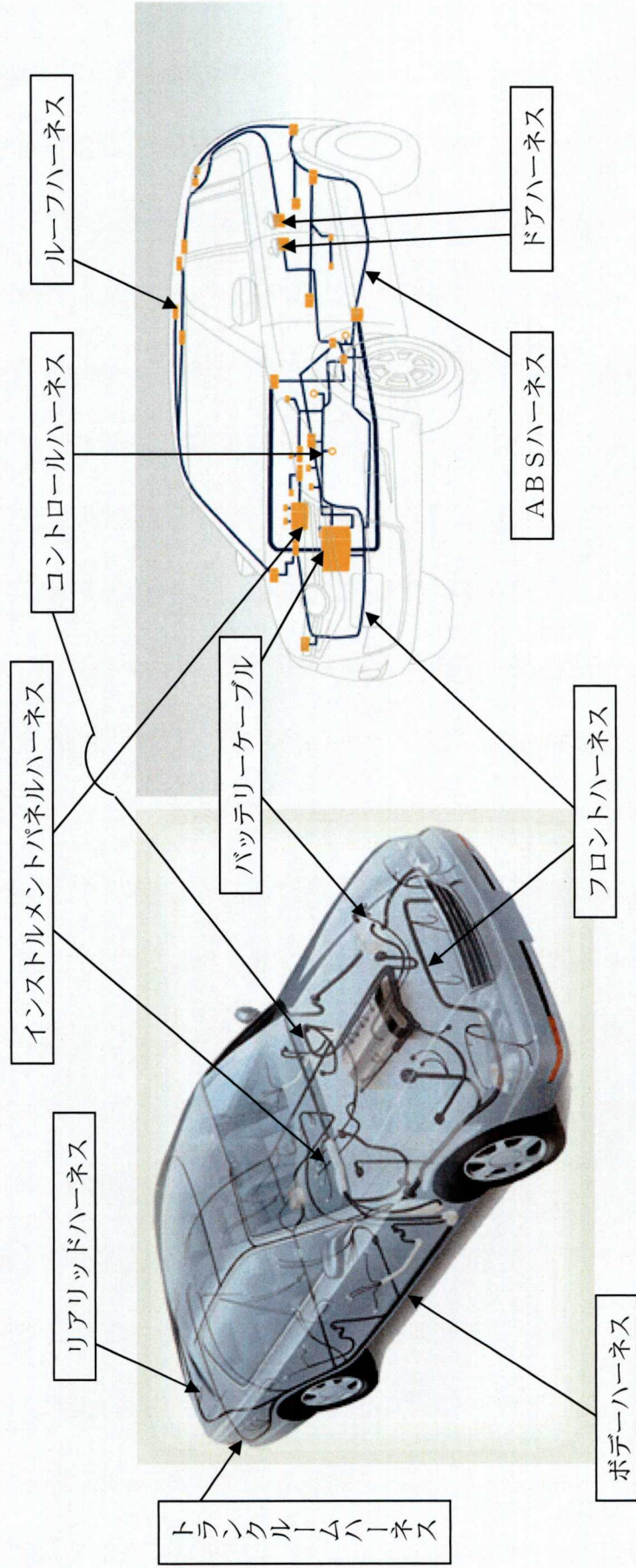
自動車には、エンジンやメーター、ライト等を作動させるため、車体の各箇所にはワイヤーハーネスが取り付けられています（別添図参照）。

【最低工賃について】

最低工賃は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定められたもので、家内労働法において、都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及び委託者に適用される最低工賃を決定することができることとされています。

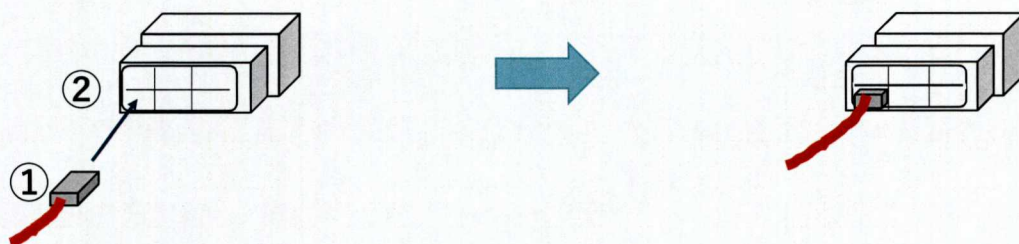
静岡県内で最低工賃を設定している業務は、車両電気配線装置製造業のみとなっています。

自動車用ワイヤハーネスの概要



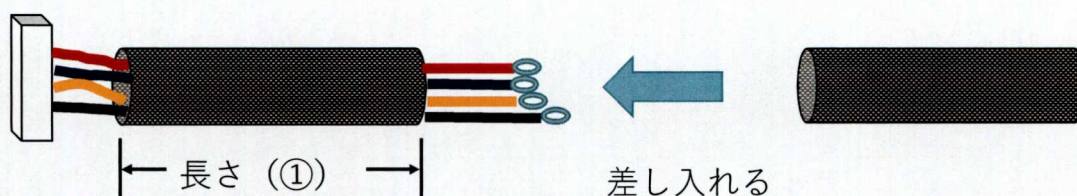
最低工賃に係る業務について

カプラー差しについて



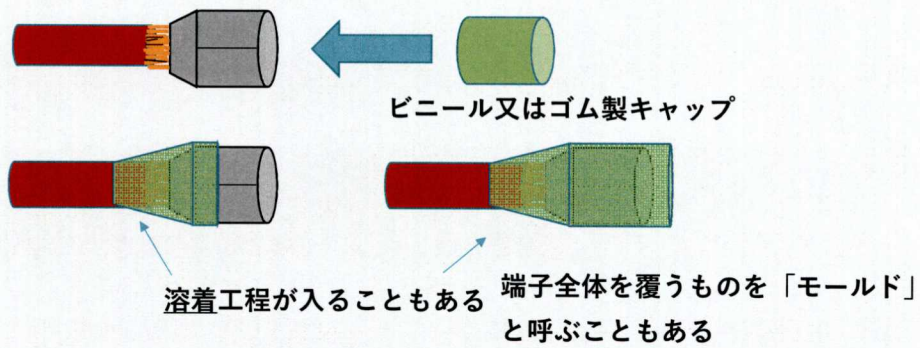
- ◇ 「カプラー差し」とは、電線の末端に取り付けられた端子（①）をカプラー（②）に差し込むことをいいます。
 なお、「カプラー」のことを「コネクター」又は「ケース」ともいいます。
- ◇ 最低工賃は、電線の長さ毎にカプラーに端子1個を差し込む場合の工賃を定めています。

チューブ通しについて



- ◇ 「チューブ通し」とは、電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいいます。
- ◇ 最低工賃は、丸チューブの「長さ（①）」毎に工賃を定めています。

キャップ通しについて



◇ 「キャップ通し」とは、絶縁のために圧着部にビニール又はゴム製のキャップをかぶせることをいいます。